

令和4年度京都府立八幡支援学校マイクロバス賃貸借業務仕様書

1 車種・台数・車体条件等

マイクロバス 4台

(1) 定員 28名または29名

(補助席を含む。但し、補助席以外の座席は20席以上確保すること。)

(2) 変速

MT・AT 問わない

(3) 装備

ア 車内荷物棚

イ 車内カーテン

ウ パワーステアリング

エ ラジオ

オ 標準車載工具

カ スペアタイヤ等パンク応急修理用品

キ 夜間照明灯

ク バックカメラ、モニター

ケ エアコン

コ 灰皿及びカップホルダーは取り外し可能なら取り外して納車

※車種については三菱ふそうローザ、トヨタコースター、日野リエッセII、日産シビリアン等国内メーカー産のものに限る

2 賃貸借期間 (別紙①)

令和4年4月7日から令和5年3月20日まで

学校休業日等を除く 298日

なお、休校等により使用する日に変更となる場合は別途連絡する。

令和4年4月7日～7月20日	105日
令和4年8月24日～12月20日	119日
令和5年1月6日～3月20日	74日

3 車両の受渡場所

京都府立八幡支援学校(京都府八幡市内里柿谷16-1)

なお、学期ごとの開始日に納車、終了日に引き取りとするが、具体的な納車、引き取り時間については学校と十分に協議し決定することとする。

4 保険の加入

次の補償以上の保険に加入すること

ア 対人賠償 無制限

イ 対物賠償 無制限(免責なし)

ウ 車両 時価(免責なし)

エ 人身傷害 1名につき最高3,000万円

※なお、本契約に関わる賃貸借期間において本契約で借り受けるマイクロバスの運行を請け負う委託契約会社が別途存在するため、万が一の事故等による損害賠償責任については事前に両者が協議したうえで保険の備えをしておくこと。

5 その他

(1) 車検、定期点検は、本業務請負事業者の負担で学校休業期間中に実施すること。やむを得ず学校休業期間外での実施となる場合は、事前に当校に連絡の上、調整を行うこと。

(2) 故障等によりマイクロバスの運行ができない状況が生じた場合は、代替車両の手配等適切な対応を行うこと。

